

## 内部統制監査制度の比較制度分析

——内部統制監査制度生成を巡る人間心理とその動態に係る分析的物語アプローチ——

田 口 聡 志

### I はじめに

本稿は、内部統制監査制度<sup>1)</sup>に係る国内外の先行研究の動向を探るとともに、これをひとつの社会的選択と捉え、我が国における内部統制監査制度導入に係る人間心理とその動態について、政治経済学ないし比較制度分析の視点から分析することを目的とするものである。

エンロン事件<sup>2)</sup>等の大型会計不正<sup>3)</sup>問題を背景として、米国にいわゆるSOX法（the Sarbanes-Oxley Act of 2002.<sup>4)</sup>）が導入され、我が国においても、いわゆる日本版SOX法（J-SOX法）と呼ばれる新しい制度が導入されることとなったが、この制度を巡っては、実務家、規制当局、投資家など多くのアクターの間で様々な議論が繰り広げられた。そして現在は、若干の落ち着きと、また同時に様々な反省の声なども挙がっているようである（例えば、蟹江・盛田 [2009]、八田 [2009] など）が、本稿では、この一連の制度の生成のプロセスを、

比較制度分析をツールとして、制度化の際の「熱狂」とは少し離れた位置から客観的に観察することにした。

ここでAoki [2001]らが提唱する比較制度分析によれば、制度とは、他者がどのようにゲームをプレイするかに関して持っている共有予想（共有化された予想）であるという<sup>5)</sup>。我々の分析では、我が国の内部統制監査制度を、多くの選択肢の中の1つとして捉える。つまり、我が国の内部統制監査制度は、社会的選択のプロセスにおいて、内部統制監査制度ではない体制を採ることがほかに選択肢として存在している中で（つまり、様々なプレイヤーの様々な思惑や予想が交錯する中で）成立している（成立した）ものと捉える。そして、その上で、我が国の内部統制監査制度の生成プロセスについて、一体どのような共有予想があり、また、それは、今後どう変容していくのか（もしくは、しないのか）、ということを検討することにした。

本稿では、上記のような視点で分析を進めるため、規制の一般承認性という言葉で「プレイヤーの共有予想として制度が選択されること」と解する。そして、そのうえで、本稿の結論を先に述べるとするならば、以下のようになる。

結論：我が国の内部統制監査制度は、導入前夜においては、各プレイヤーの共有予想という意味での「一般承認性」はあつ

1) ここでは、経営者による内部統制報告書の提出と、公認会計士による当該報告書の監査（いわゆる内部統制監査）をあわせて、広く「内部統制監査制度」と呼ぶことにする。

2) エンロン事件については、たとえばBenston et al. [2003]、Brewster [2003]などを参照。

3) 会計不正という概念は非常に重要であるが、本稿の趣旨から、この定義に深入りすることはせず、広く一般的な意味でこの用語を用いることにする。

4) 正式には、the Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002.

5) Aoki [2001]、Grief [2006]、青木 [1995]、および、青木・奥野編 [1996] 参照。

た。

本稿では、まず第Ⅱ節で、内部統制監査制度を巡る国内外の先行研究をサーベイすることにする。そこでは、数多くの研究が、内部統制監査制度の負の側面に焦点を当てたものであることが示される。にもかかわらず何故、そのような制度が導入されたのであろうか。本稿ではこの点を、第Ⅲ-Ⅴ節において、分析的物語アプローチ (Analytic Narratives Approach) (Bates et al. [1998] [2000] 等) を用いて解明していくことにする。そこでは、各プレイヤーの制度への心理バイアス (制度への過度な期待や、乗り遅れることに対する不安感) が、フォーカルポイントとなって均衡選択がなされている可能性を示唆する。最後に第Ⅵ節では、本稿の纏めを行う。

## Ⅱ 先行研究のサーベイと制度の一般承認性

### 1 先行研究

ここでは、まず、米国 SOX 法を巡る先行研究を整理する (なお、この点に係る網羅的なサーベイは、Schneider et al. [2009] に詳しいので、あわせて参照のこと)。

米国 SOX 法を巡る先行研究は、様々なタイプに分類することが出来るが、本稿の問題意識から特に注目したいのは、SOX 法導入の効果ないし有効性である。しかし、結論的に言えば、この点に関する先行研究は結論が分かれており、結局のところ、SOX 法の有効性について、未だ定まった見解がないというのが現状である。たとえば、利益の質 (earnings quality) との関係について、Doyle et al. [2007] では、内部統制に「重要な欠陥」がある企業は相対的に利益の質も低いことが明らかにされている。これに対して、Ogneva et al. [2007] では、SOX 法第 404 条のもとでの開示を行っている企業

2,515 社を対象とした実証が行われ、両者の間には関連がないということが明らかにされている。また、Beneish et al. [2008] は、資本コストとの関連について実証し、第 302 条の開示は資本コストと有意に関連しているものの、第 404 条の開示は、資本コストとは有意には関連していないことを示し、SOX 法のメリットとして言及されることの多い資本コストとの関連も、実は、一部のみにとどまることを明らかにしている。

以上のように、米国 SOX 法の有効性については、正の効果および負の効果の両方が観察されており、全体として特に定まった見解がない状態にあるといえる。

次に、我が国の内部統制監査制度をめぐる先行研究に焦点を当てる。たとえば、八田 [2007a] は、現行の財務諸表監査は「結果に対する監査」、他方、内部統制監査は「プロセスの監査」であり、内部統制監査制度は、財務諸表監査の効果より高めるという意味で重要な意義があるということを指摘している。

これに対して、逆に、内部統制監査制度の負の側面を懸念する研究も比較的多く存在する。たとえば伊豫田 [2007] は、J-SOX 法の実際的検討課題として、たとえば以下の 3 点を挙げている。①ダイレクトリポーティング不採用で海外投資家の疑念を払拭できるか、②米国では、SOX 法により上場を取りやめる企業が増加したが、日本ではどうか、③結局、経営者主導の会計不正に対処できるか、という点である。同様に、松本 [2008] は、経営者不正への対応が困難なこと、管理会計システムの拘束・硬直化をもたらすこと、経営風土への浸透がなされないことなどを挙げ、内部統制監査制度の問題点を明らかにしている。

以上のように、我が国の理論研究は、賛否両論あるものの、全体的傾向としては、J-SOX 法の負の側面を懸念するものが多いようである。

## 2 制度の一般承認性

まず米国のSOX法について、上述のように多くの先行研究がその有効性に対して定まった見解を示すことができていないにもかかわらず、現実には、即座に導入されたのは一体何故だろうか。この点について、たとえば、藤井[2007]は、『信念』先にありきの制度設計になっていることを挙げている。特に、米国の場合は、「市場を守る」という大義名分のもと、「信念」を擁護するような研究結果のみが制度設計に引用され、それ以外の負の側面を示す研究は、制度設計においては無視されてしまうのである。これはつまり、本稿の問題意識に即して言えば、たとえ一般承認性に乏しい制度であっても、「信念」のためにトップダウンで制度が導入されてしまうこともある、ということの意味している<sup>6)</sup>。

では、翻って、我が国の内部統制監査制度は、一般承認性はなかったのであろうか<sup>7)</sup>。この点は、後の節で検証していくが、我が国の場合は少し事情が違うように思われる。というのは、我が国の内部統制監査制度の場合は、すでに米国SOX法の存在があり、その効果や帰結を参照することも出来る。つまり、何もない状態から制度を作り上げるのではないというのが我が国の制度設計プロセスであったため、米国SOX法の制度設計プロセスとは、また異なる経路をたどったと考えるのがむしろ自然であろう。

では一体、どのようなプロセスで制度が生成されていったのか、また、そこにおける人間心理はどのようであったか。そして結局、そこでは一般承認性はあったのだろうか。次節以降で検証していくことにしよう。

---

6) また、この他に、藤井[2007]は、非対称的な損失関数となっていること、実証研究が基本的に「後追い」であること（作られた制度の事後的検証しかできないこと）を挙げている。

## Ⅲ モデル：問題のエッセンス

以上のことを踏まえた上で、我が国の内部統制監査制度の生成プロセスとその後について検討してみよう。

分析に当たっては、分析的物語アプローチ(analytic narratives approach)を用いることにする(Bates et al.[1998][2000], 戸矢[2003], Grief[2006])。このアプローチは、歴史的事実を踏まえつつ、主要なアクターの意思決定の構造を分析的に叙述する方法であり、単にゲーム理論のモデルを示すだけではなく、モデルでは語ることの出来ない部分を、歴史的事実に即して記述的に分析する点が特徴的である<sup>8)</sup>。

---

7) たとえば、内藤[2008a]は、内部統制監査は、「保証業務」の一種であり、このような慣行は現在の我が国では成立していない。よって、この制度の一般承認性は、帰納的に成立しているものではなく、企業会計審議会が演繹的に導き出したものであり、従来と同等の一般承認性は成立しているとは見ることが出来ないという(また、内藤[2008a]は、他国の動向についても言及し、我が国のような仕組みは、実は社会制度として世界共通に認められるグローバルな承認の段階にあるとは言えないと指摘している)。ただ、ここで内藤[2008a]が述べている「一般承認性」とは、帰納的に制度が成立しているかどうかということであって、本稿とはそもそも定義が異なっている。よって、本稿とは一見すると結論自体は異なっているが、それは単に定義の違いからくるものであって、本稿のあとの議論は、内藤[2008a]と対立するものではない点には、くれぐれも留意されたい。

8) このアプローチを用いる理由は、抽象と具体の融合、演繹と帰納の融合により、より現実的かつ本質的な説明をしたいからである。つまり、まず一方、具体例や帰納的な記述だけでは、その場限りの説明しかできず、問題の本質を見失うおそれがあるし、また他方、抽象度の高い演繹的な分析だけでは、逆に現実と乖離した説明に陥ってしまうおそれもある。よって、本稿では、両者を融合することで、問題の本質を、現実 に即した形で捉えることを目的とする当該アプローチを採用する。

以下では、このアプローチに従い、この問題のエッセンス部分を、簡単なモデルにより示した上で、その含意について、記述的に分析を進めて行くことにする。

## 1 現状認識とエッセンスの抽出

まず、この問題のエッセンスは何か考えてみよう。勿論、この問題のエッセンスとしては、様々なものが考えられるかもしれないが、我が国の内部統制監査制度を考える上で決定的に重要な点は、以下の2つであると思われる。

### (1) 米国のSOX法がアプリオリの前提としてあること

まず、第1に重要なことは、我が国の内部統制監査制度は、米国におけるSOX法がアプリオリの前提として存在しているということである。すなわち、まず一方、米国のSOX法は、自国の会計不正を起因とし、「市場を守る」というアメリカの信念（アメリカの信念を守るという発想）から成立したものと考えられる（藤井[2007]）。つまり、自国内の会計不正を直接的な契機として、そこから制度設計がなされているという点が大きな特徴であり、そのような場合は、たとえ一般承認性に乏しい制度であつても、「信念」のためにトップダウンで制度が導入される可能性がある（Hart [2009]）。

これに対して他方、我が国の内部統制監査制度はどうだろうか。ここで、我が国の内部統制監査制度については、米国のSOX法がアプリオリの前提となっている（直接的な契機になっている）という点が重要であろう。つまり、ゼロの状態から、「市場を守る」という信念のもと、トップダウンで制度設計がなされた米国SOX法とは、制度導入の契機が大きく異なり、あくまで米国のSOX法を議論の前提にして、我が国の制度導入に向けての議論がなされているという点が重要である。

この点について、たとえば、八田・町田[2007]

は、我が国の内部統制監査制度の「背景には2002年のSOX法の制定があった」（17頁）とした上で、「まさしく、今回の内部統制議論の直接的な引き金は、SOX法にその淵源を求めることは出来ると思います」（18頁）と述べている。このように、我が国の内部統制監査制度導入に当たっては、米国のSOX法に同調するか否かという意思決定が決定的に重要であったといえる。このように考えれば、国内の各プレイヤーは、米国のSOX法に同調していくかどうか、「同調」していくことが自らの便益やコスト構造にどう影響していくか、という意思決定問題に立たされていたと考えることが出来る<sup>9)</sup>。

### 【仮定1】制度設計前夜(1)：同調行動としての制度選択

我が国の内部統制監査制度を導入するか否かの意思決定に当たって、国内のプレイヤーは、（自分だけが他者と逸脱した行動をしたくないという心理的同調圧力のもと）米国に同調するか否かという意思決定問題に直面していた。

9) なお、ここでの「同調」は、大きく2つの意味を有する。第1は、日本（国内のプレイヤー）としての米国（制度）への同調ないし協力（日本の会計・監査制度としての米国制度への同調、ないし、積極姿勢）という意味である。これは上述のとおりである。また第2は、日本国内の各プレイヤー間での同調である。これは第1の点を前提に、国内の他のプレイヤーとの間で、自分だけが他者と逸脱した行動をしたくないという心理的同調圧力をいう（このような集団心理については、Bikhchandani et al. [1992], Chamley [2004]などを参照）。特に内部統制監査制度導入に当たっては、証券市場に不安な空気が蔓延する中、自分だけが他者と逸脱した行動をしてしまうと、大きな不利益を被るのではないかと（社会的信頼のさらなる失墜や、評判の下落などをもたすのではないかと）、という雰囲気が存在していたように思われる。

(2) 制度の効果に関して情報の不完備性が存在すること

次に大きなポイントとなるのは、我が国の内部統制監査制度がもたらす効果について、全てのプレイヤー間で情報の不完備性が存在していたことである。すなわち、我が国の内部統制監査制度は、米国のそれとは実はいくつか異なる点が存在する。たとえば、米国の制度では、ダイレクト・レポーティング<sup>10)</sup>が採用されているのに対して、我が国の制度では、インダイレクト・レポーティング<sup>11)</sup>が採用されている。これは、我が国が、企業のコスト増に対して一定の配慮を行った結果であるとか、二重責任の原則に配慮した結果とされているが、いずれにせよ、このように、我が国の制度は、米国のそれとは異なる体系であるという点がまず重要である。

そして、先に第Ⅱ節で述べた通り、ダイレクト・レポーティングを採用する米国の制度の効果については、実証研究などで様々な見解が掲げられており、結局のところ定まった見解というのがない状態にあった。

では、我が国で採用するとされたインダイレクト・レポーティングの効果についての研究は一体どうであったのだろうか。結論的に言えば、この点に関する実証・実験結果は、(少なくとも制度設計前においては)蓄積されていなかったといえる。よって、結局は、誰もその本当の効果は分からなかった、つまり、我が国の内部統制監査制度のもたらす効果については、全てのプレイヤーの間で情報の不完備性が存在していた、ということが言える<sup>12)</sup>。

【仮定2】制度設計前夜(2)：制度の効果に関する情報の不完備性

我が国の内部統制監査制度を導入するか否かの意思決定に当たって、国内の全てのプレイヤー間では、インダイレクト・レポーティング型を採用する予定の我が国の内部統制監査制度がもたらす将来の効果については、情報の不完備性が存在していた。

## 2 モデルの設定<sup>13)</sup>

以上のように考えると、この問題の背後には、まず仮定1より、同調行動モデルが存在し、また、仮定2より、将来の制度の効果に関する情報の不完備性が存在していたものと捉えることが出来る。そこで、このような点を踏まえた上で、プリミティブなゲームを考えてみよう。

ここでは繰り返しのない2プレイヤーのコーディネーション・ゲームを考える。具体的には、制度A(「米国に同調」ないし「内部統制監査制度の導入」に該当するものとする)と制度B(「米国に同調しない」ないし「現状維持(内部統制監査制度を導入せず、現行のままの制度を採り続ける)」に該当するものとする)が存在し、各プレイヤー(プレイヤー1, 2)は、どちらの制度を選択するか、意思決定を行うものとする。

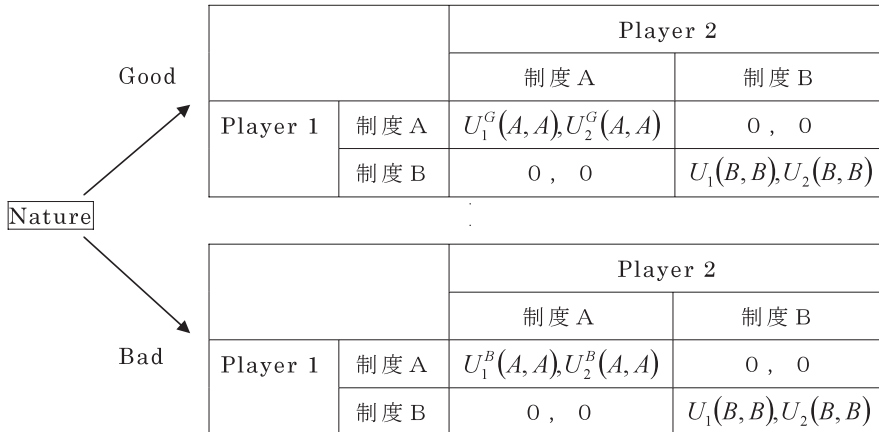
まず、仮定1より、各プレイヤーは、他者と同じ選択肢を採ることにより便益を得ることが出来る。ここで、利得を以下のように定義する。プレイヤー1が制度Aを、プレイヤー2が制度Aを選択した時のプレイヤー $i(i=1, 2)$ の利得を $U_i(A, A)$ 、プレイヤー1が制度Aを、プレイヤー2が制度Bを選択した時のプレイヤー $i(i=1, 2)$ の利得を $U_i(A, B)$ 、プレイヤー1が

10) ダイレクト・レポーティングとは、端的に言えば、経営者の内部統制報告とは別に、監査人が独自に内部統制の整備状況について報告することをいう。

11) インダイレクト・レポーティングとは、端的に言えば、経営者の内部統制報告を前提に、その信頼性についての意見を表明することを言う。

12) なお、これは、制度が生成される前には、当該制度の有用性を確認することが出来ないというアーカイバル型の実証研究の限界にも関係する。

13) 以下のゲームに係る記述は、主にGibbons [1992]、細江等 [2006]、石黒 [2007] [2010]等を参考にしている。



図表1 ゲームツリー

制度 B を、プレイヤー 2 が制度 A を選択した時のプレイヤー  $i(i=1, 2)$  の利得を  $U_i(B, A)$ 、プレイヤー 1 が制度 B を、プレイヤー 2 が制度 B を選択した時のプレイヤー  $i(i=1, 2)$  の利得を  $U_i(B, B)$  と仮定し、仮定 1 より、 $U_i(A, B)=U_i(B, A)=0$  となる。

また、ここでは、制度 A で同調する場合と、制度 B で同調する場合は無差別ではないと仮定する。つまり、 $U_i(A, B) \neq U_i(B, A)$  とする。

次に、仮定 2 より、各プレイヤーは、内部統制監査制度導入（制度 A）の真の効果を制度選択時点では正確に知ることが出来ない。つまり、内部統制監査制度生成以前の我が国においては、全てのプレイヤーが、将来の制度の効果についての情報の不完備性に直面していたと考えることが出来る。よって、各プレイヤーは、制度 A の効果について、事前に自らの信念 (belief) に基づく予想を行なう必要があり、それを踏まえた上で意思決定を行わなければならないものとする。

以上より、ゲームのモデルとしては、以下のような不完備情報の静学ゲームを描くことが出来る。まず自然 (Nature) が、制度 A の効果を Good か Bad のいずれかに決定する ( $T=\{\text{Good}, \text{Bad}\}$ )。それを受けてプレイヤー

1 と 2 が制度 A か制度 B かで意思決定を行う ( $S_i=\{A, B\}$ ) が、仮定 2 より、両者共に、制度 A の効果が Good なのか Bad なのかは、意思決定時には知り得ないものとする。ここで、制度 A が成功 (Good) した場合（かつ制度 A で同調していた場合）のプレイヤー  $i$  の効用を  $U_i^G(A, A)$ 、失敗 (Bad) した場合（かつ制度 A で同調していた場合）のプレイヤー  $i$  の効用を  $U_i^B(A, A)$  とする。

ゲームツリーを図示すると、図表 1 のようになる。

次に、制度 A の真の成功確率を  $p$  とすると、各プレイヤーが互いに制度 A を採用した時のプレイヤー  $i$  の真の期待値  $EU_i(A, A)$  は、以下のようなになる。

$$EU_i(A, A) = pU_i^G(A, A) + (1-p)U_i^B(A, A) \quad (1 \text{ 式})$$

しかしながら、各プレイヤーは、この真の  $p$  の値を知り得ないため、ある一定の信念  $q(0 \leq q \leq 1)$  をもとに、この期待値を求める。これを  $xEU_i(A, A)$  とすると（但し、 $x$  は任意の実数）、以下のように計算できる<sup>14)</sup>。

$$xEU_i(A, A) = pU_i^G(A, A) + (1-q)U_i^B(A, A) \quad (2 \text{ 式})$$

これは、各プレイヤーが予想する主観的な制

度 A（を互いに採用した際の効用）の期待値であり、 $U_i^q(A, A) > U_i^p(A, A)$ と仮定すると、 $q > p$  ならば  $x > 1$ 、 $q = p$  ならば  $x = 1$ 、 $q < p$  ならば  $x < 1$  となる。つまり、各プレイヤーが制度 A の成功確率  $q$  を実際の値  $p$  より高く見積もれば見積もるほど、 $x$  はより大きくなる。よって、 $x$  の（1 を境としての）大小が、各プレイヤーの制度 A への主観的な「期待感」の 1 つの指標と成り得る。具体的には、 $x$  が 1 より大きければ、各プレイヤーは、制度 A に過度（過剰）な期待を寄せており、他方、 $x$  が 1 より小さければ、各プレイヤーは、制度 A に対して過少な期待しか寄せていないということになる。

【仮定 3】各プレイヤーによる制度 A への「期待感」のパラメータ

（1 式）を前提に、（2 式）のように任意の実数  $x$  を設定する。このとき、 $x$  は、各プレイヤーの制度 A への主観的な「期待感」のパラメータとなる<sup>15)</sup>。

$x > 1$  の時……制度 A に対する過剰な期待  
（過大見積り）

$x = 1$  の時……制度 A に対する正当な（正しい）評価

$x < 1$  の時……制度 A に対する過少な期待  
（過小見積り）

次に、このゲームの解（ベイジアン・ナッシュ均衡）を導出し、均衡点（最適反応関数）と各パラメータとの関係を考えてみる。

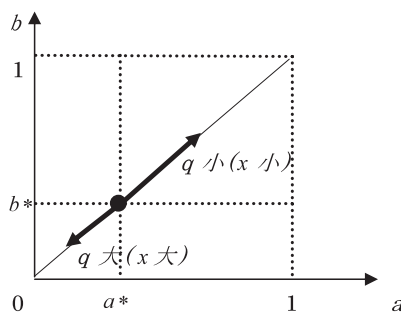
まず、プレイヤー 1（および、プレイヤー 2）

14) ここでは、設定の便宜上、全てのプレイヤーの信念  $q$  は同質であると仮定する（よって、 $x$  も同様）。勿論現実的には個別のパラツキはあるものの、モデル上は社会全体で平均化した値として解釈することが出来るため、この仮定が、モデルの現実妥当性を極端に損なうことはないと考えられる。

15) これは、Grief [2006] p. 159 でいう準パラメータ（quasi-parameters）に該当する。

が制度 A を選ぶ確率を  $a$ （および、 $b$ ）、制度 B を選ぶ確率を  $1-a$ （および、 $1-b$ ）とする。プレイヤー  $i$  が制度 A を選択する場合の期待利得を  $EU_i^A$ 、制度 B を選択する場合の期待利得を  $EU_i^B$  とする。その上で、プレイヤー 1 および 2 の最適反応を計算し、また均衡点と各プレイヤーの（制度 A の成功に関する）主観確率  $q$  および（制度 A に対する）主観的な「期待」パラメータ  $x$  との関係を考えてみると、実は、最適反応関数  $a^*$  および  $b^*$  は、主観確率  $q$ （および  $x$ ）の減少関数となっていることが分かる<sup>16)</sup>。これを図で表現すると、図表 2 になる。

図表 2 に示されるとおり、ゲームの均衡点（プレイヤー 1 と 2 の最適反応関数が交差する点）、つまり、どちらの制度を選択するかを閾値となる点は、 $q$ （および  $x$ ）の大小により、原点 0 から点（1, 1）に伸びる 45 度線を動くが、 $q$  が大きくなれば（ $x$  が大きくなれば）なるほど、この点は、その 45 度線を左下にシフトしていく。また逆に、 $q$  が小さくなればなるほど、この点は、45 度線を右上にシフトしていく。このことは、各プレイヤーが内部統制監査制度成功の主観確率を上昇させ（ $q$  を上昇させ）、内部統制監査制度への主観的な期待を大きくしていけばいくほど（ $x$  を上昇させればさせるほど）、閾値となる点が左下にシフトするので、制度 A



図表 2 最適反応関数、閾値とパラメータ  $q, x$  との関係

16) 具体的な計算は、田口 [2010] を参照。

を選択する確率（内部統制監査制度への協力的な同調戦略を採る確率）も相対的に上昇していくということを表現している。このことから、これ以降の分析のための次のような仮説を導出する。

**【仮説】 内部統制監査制度の生成：内部統制監査制度への「期待感」**

制度導入前夜の我が国においては、各プレイヤーによる内部統制監査制度の主観的な成功確率  $q$  ないし内部統制監査制度への主観的な「期待感」のパラメータ  $x$  が大きく膨らんでいるような状況が存在した。

つまり、上記の分析から、各プレイヤーによる（内部統制監査制度への）主観的な「期待感」が大きくなればなるほど、また、「期待感」さえ大きければ、内部統制監査制度の実際の効果はどうあれ、社会的に内部統制監査制度への協力的な同調戦略が生まれやすいことが示される。よって、実際にも、そのような「期待感」（ないし、もしかすると過剰な期待）が存在したかどうかを検証すればよい。

これは、この問題を考える上で、極めて重要な仮説である。つまり、上記の分析ないし仮説は、実際の制度の効果ではなく、制度に対する心理バイアスともいえる各プレイヤーの制度への「期待感」が一種のフォーカルポイントとなって、ベイジアン・ナッシュ均衡を内部統制監査制度導入へと動かしている可能性を示唆しているのである。つまり、社会の人々の共有予想こそが、制度生成への大きな原動力となっていることを示唆しており、まさにこれは、比較制度分析における制度観を物語っているといえる。

#### Ⅳ 仮説の検証(1)：制度成立前夜

##### 1 検証の進め方

まず、我が国の内部統制監査制度の導入を巡

る具体的なアクターとして、本稿では、特に鍵となる、日本公認会計士協会（公認会計士、監査法人）、企業経営者、および、一般投資家に絞って、分析的物語アプローチにより検討を行うことにする<sup>17)</sup>。

仮説検証を進めるに当たっては、時系列として、①制度成立前夜と②制度成立後の2つに分けて考える。つまり、まず、①制度成立前夜においてJ-SOX法に合意形成があったかどうか、具体的には、J-SOX法に「同調する」か「同調しない」かを巡る各アクターの様々な思惑や行動、ないしコスト・ベネフィットについて分析し、先に掲げた仮説が現実には当てはまるかどうか検討することにする。また、あわせて、②制度成立後も、それらの仮説が当てはまる状況が続いているかどうか検討することにしたい（これは第Ⅴ節で検討する）。

##### 2 第1のアクター：日本公認会計士協会

まず、第1のアクターとして、日本公認会計士協会（公認会計士、監査法人）を考えてみる。当時、公認会計士は、大型不正事件等をはじめとする様々な問題を抱え、社会的な信頼を失っている状況にあったと言える。社会的信頼の失墜した公認会計士集団は、プロフェッションとしての信頼を回復したいと考えていたはずである。

そこに登場したのが、米国SOX法である。そして、それを承けるかたちで、我が国でJ-SOX法導入への議論がなされたが、これは、社会的信頼を失った公認会計士集団としては、「プロフェッション」としての信頼回復を図るための、またとない大きなチャンスであったと考えることが出来る。

このように推論できる1つの証拠としては、当時、日本公認会計士協会が公表した会長声明

17) このほかのプレイヤーについては、田口 [2010] を参照。

などが挙げられる。日本公認会計士協会[2004]は、社会からの強い批判を受け、証券市場の信頼性の確保という社会的使命の一翼を担っている監査人においても、情報開示の適正化維持への対応について金融庁等と協力して取り組むべきという強い姿勢を示している。そしてその具体的項目として、内部統制監査制度を取り上げ、「協会としても、財務情報の信頼性確保のためには、企業の財務報告に係る内部統制の整備・充実が最重要事項と考えており、その制度化を強く要請していく所存であります」と述べている。また、日本公認会計士協会[2005]は、会長声明『公認会計士の信頼性の回復に向けて』の別紙『公認会計士監査の信頼性確保のための制度的対応についての要望』において、公認会計士監査の信頼性回復のために、内部統制監査制度の早期導入を強く要請する旨の意向を述べている（日本公認会計士協会[2006]等も同様のスタンスである）<sup>18)</sup>。

つまり、日本公認会計士協会や個々の監査人にとって、内部統制監査制度へ「同調」ないし「協力」することのベネフィットは、単なる監査報酬の増加分ではなく、むしろ「内部統制監査制度導入により期待されるプロフェッションとしての信頼回復度」であったといえよう。

以上の議論を定式化しておく、以下のようになる。まず、日本公認会計士協会にとって、自らが内部統制監査制度に「同調」し、かつ、他のプレイヤーも「同調」する場合の（日本公認会計士協会の主観的な）期待効用  $xEU_{CPA}(A, A)$  は、以下のように記述できる。

$$xEU_{CPA}(A, A) = ET_{CPA} \quad (3式)$$

18) なお、鳥羽[2007]によれば、米国のプロフェッションの反応はまったく逆で、米国SOX法に対してはむしろ責任が重くなるとして冷ややかな反応だったという(327頁)。この点は、日米両国の制度化へのプロセスやドライビング・ファクターの違いを如実に表しているものと考えられ、極めて興味深い。

但し、 $ET_{CPA}$ ：内部統制監査導入により期待されるプロフェッションとしての信頼回復度

ここで決定的に重要なことは、(3式)の  $ET_{CPA}$  は、真の値ではなく、あくまで、日本公認会計士協会、ないし、個々の公認会計士（監査法人）が予想する主観的な信頼回復度であるということである。つまり、実際の信頼回復度を  $T_{CPA}$  とすると、 $ET_{CPA}$  と  $T_{CPA}$  は、期待係数（公認会計士の内部統制監査制度への「期待」度合い） $\alpha$  ( $\alpha$  は任意の実数) を介して、以下のように表現できる。

$$ET_{CPA} = \alpha T_{CPA} \quad (4式)$$

ここで、先に掲げた仮説との関係で検証すべきことは、制度導入前夜において  $\alpha > 1$  だったか否か、つまり、日本公認会計士協会（個々の公認会計士、監査法人）は、制度導入がもたらす信頼回復度を、真の値以上に見積もっていたか（つまり、overestimate だったか）否かということである。

この点についての厳密な検証は、事前に公認会計士が見積もっていた信頼回復度がどれだけで、また事後の真の信頼回復度がどれだけなのか定量的に比較する必要があるが難しいが、代替的な1つの方法として、たとえば、公認会計士と他のアクターが考える制度の意義に関する事後のアンケート調査結果の比較により、両者の認識の違い（「温度差」）を把握することで、 $\alpha$  の大小を推計することが出来るかもしれない。

この点に関して、町田[2010]は、日本監査役協会が協会会員である上場企業（2,197社）の監査役を対象に2009年に実施したアンケート調査と、日本公認会計士協会が現場の監査責任者（公認会計士）に対して2009年に実施したアンケート調査の結果を比較した上で、前者では、「内部統制監査制度は費用を上回る効果があった」と回答した比率が6.1%だったのに対

して、後者では、内部統制監査制度は全体的にメリットがあったと回答した比率が84.5%であり、制度施行後の両者の間にははっきりとした「温度差」があることを指摘している。

ここでもし仮に、①公認会計士側の期待感が、制度成立前と制度施行後（アンケート調査実施時）とであまり変化がない（もしくは制度成立前の方がより高い）こと、および、②他のプレイヤーの事後的な制度への評価が、公認会計士の信頼回復度の真の値の代理変数に成り得ることの2つが許容されるとすると、実は、公認会計士が事前に期待していたほど、他のアクターには、内部統制監査制度の効果が受け入れられていなかった（公認会計士の真の信頼回復度はそれほど高くなかった）ということが理解できる。つまり、公認会計士が事前に期待した主観的な信頼回復度は、事後的な真の信頼回復度以上のものであった、と解することが出来、よって、先の（4式）における期待係数 $\alpha$ については、 $\alpha > 1$ を充たしていた可能性が高い。

【観察1】日本公認会計士協会（公認会計士、監査法人）の制度への「期待」

$\alpha$ を期待係数（公認会計士の内部統制監査制度への「期待」度合い）とすると、日本公認会計士協会（公認会計士、監査法人）は、制度導入前夜において、 $\alpha > 1$ として捉え、内部統制監査制度導入による自らの信頼回復度について、overestimate（過大見積）していた可能性がある。

以上から、先に掲げた仮説を充たす状況が観察できる。すなわち、内部統制監査制度に対する日本公認会計士協会（公認会計士、監査法人）の過度な期待感の存在が、図表2における閾値を45度線の左下方向へシフトさせ、ゲームの均衡を「内部統制監査制度導入」戦略を採用しやすい状況へと誘（いざな）ったものと考えられる。このように考えれば、制度導入前夜にお

いて、先に掲げた仮説は、まず公認会計士サイドにおいて支持されると捉えることが出来るだろう。

### 3 第2のアクター：企業経営者

次に、第2のアクターとして、企業の経営者を考えてみる。企業の経営者にとり、重要なポイントは2つある。

まず第1は、コストの問題である。J-SOX法導入にあたり、内部統制についての大規模な再構築が必要となると、そのコストは膨大なものになる。この点について、当初、企業は大きな懸念を示していた。たとえば、日本公認会計士協会は、2008年以降の監査時間が従来の約1.8倍に膨らむと試算し、それに対して企業は報酬増額を警戒し、中には監査法人を見直すところもあった（日本経済新聞2008年4月23日付朝刊）。またこれは事後的な金額であるが、日本総合研究所の調査によれば、上場企業が内部統制に対応するためにかかった平均費用は、準備期間の2007年度と適用初年度の2008年度の2年間で約1億6千万円に迫ることが明らかとなった（日本経済新聞2009年5月15日付朝刊）。

しかしながら、ここで重要となるのが、我が国の制度では、ダイレクト・レポーティングが採用されていない（インダイレクト・レポーティングが採用されている）ことである。たとえば、企業会計審議会[2007]は、その前文において、「財務諸表作成者その他の関係者にとって過度の負担にならないよう留意する必要がある」とし、「評価・監査に係るコスト負担が過大なものとならないよう」ダイレクト・レポーティングを不採用とする旨を示している。また、八田[2007b]は、内部統制監査制度の「コストに対する誤解」として、たとえば事業拠点アプローチ（連結売上高の全体の3分の2に至る事業拠点を選定すること）や評価範囲の絞り込み（粉飾や会計操作の行われやすい勘定科目を主な対

象とすること)を採用することで、米国ほどのコスト高になることはないことを指摘している。このように、我が国の内部統制監査制度がインダイレクト・レポーティングや事業拠点アプローチ、そして評価範囲の絞り込み等を採用したことにより、(実際のコスト負担は別として)企業の経営者は、コスト面において、米国SOX法以上に受け入れやすいという「イメージ」を有することになり、このことにより、J-SOX法対応コストを実際よりも過小評価した可能性がある<sup>19)</sup>。

【観察2】ダイレクト・レポーティングの不採用等と経営者によるコストのイメージ

我が国の内部統制監査制度についてダイレクト・レポーティングが不採用とされたことにより(またこの他、事業拠点アプローチや評価範囲の絞り込み等の「工夫」により)、実際のコスト負担は別として、企業の経営者は、コスト面において、米国SOX法以上に受け入れやすいという「イメージ」を有し、J-SOX法対応コストを実際よりも過小評価した可能性がある。

また、重要ポイントの第2は、導入のメリット面である。この点について、企業の経営者は、当時大きく注目を浴びていたコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス、企業倫理、ないしCSRの問題と関係させて内部統制を捉え、そのような面でのブランド・イメージ向上に役立つと「誤解」していたかもしれない。つまり、本来的には、内部統制監査制度で要求される内部統制とは、あくまで財務報告プロセスに係るものであり、この点だけでは、外部へ積極的にアピール出来るものは少ない。しかしながら、もし仮に、これが、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス、企業倫理、ないしCSRなどといったものと関連し、これらを頑強なものにする仕組みであるとしたら、この仕組みの導

入が社会の信頼を得る(ブランド・イメージ向上に役立つ)1つの手段に成り得ると考えるのは自然であろう。

この点についての1つの証拠として、たとえば鳥羽[2007]の調査が挙げられる。鳥羽[2007]は、2004年3月期決算の東証第1部上場企業1,279社の有価証券報告書の調査を行ない、経営者は、内部統制を、財務報告に対するものとしてではなく、主にコーポレート・ガバナンス、企業倫理やコンプライアンスに対するものとして捉えていることを明らかにしている(330-334頁)。このように考えれば、企業経営者は、内部統制監査制度導入のメリットをガバナンスやコンプライアンスといった側面でのブランド・イメージ向上という方向に誤解していた可能性がある<sup>20)</sup>。

19) なお、内部統制監査制度を導入することで(またその構成要素として統制環境を有していることで)、経営者にとっては不正がなし得なくなる(八田[2007b]110頁等を参照)という意味でのコストも想定できるかもしれない。しかしながら、内部統制は、いくら統制環境があるからといっても、やはり経営者不正に対処が困難な場合が多いし、また大型会計不正は経営者関与のものがほとんどであるといえる。よって、内部統制監査制度を導入しても、経営者自らの「命」を絶たれる可能性はやはり低く(伊豫田[2007]、松本[2008])、経営者にとっては(中身がなくても「儀式」があれば社会を納得させることが出来るという意味での)格好の「道具」となるのかもしれない(そしてこのように考えれば、それは逆にメリットとなる)。

20) また、この他に、制度導入により資本コストを減少させることが出来る(八田・町田[2007]200頁)という期待もベネフィットとして考えられるかもしれない。なお、これについては、第Ⅱ節で示したとおり、実証研究では、必ずしも自明なことではない(資本コスト減少に繋がらない可能性もある)。

【観察3】経営者の「誤解」：ガバナンスやコンプライアンス面でのブランド・イメージ向上

企業の経営者は、内部統制監査制度を、主にコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス、企業倫理、ないしCSRなどといったものと関連する仕組みであると誤解し、制度を過大評価していた可能性がある。

以上、観察2と3を定式化してみよう。まず、経営者にとって、自らが内部統制監査制度に「同調」し、かつ、他のプレイヤーも「同調」する場合の（経営者の主観的な）期待効用  $xEU_{manager}(A, A)$  は、以下のように記述できる。

$$xEU_{manager}(A, A) = EB - EC \quad (5式)$$

但し、 $EB$ ：内部統制監査導入により期待される（と経営者が主観的に考えている）ブランド・イメージ向上度

$EC$ ：内部統制監査導入に係る（経営者の主観的な）導入コスト

ここで決定的に重要なことは、(5式)の $EB$ 、および、 $EC$ は、真の値ではなく、あくまで、経営者が予想する主観的な値（ブランド・イメージ向上度と導入コスト）であるということである。つまり、実際のブランド・イメージ向上度と導入コストを、それぞれ $B$ および $C$ とすると、 $EB$ と $EC$ は、期待係数（経営者の内部統制監査制度への「期待」度合い） $\beta$ および $\gamma$ （ $\beta$ および $\gamma$ は任意の実数）を介して、以下のように表現できる。

$$EB = \beta B \quad (6式)$$

$$EC = \gamma C \quad (7式)$$

ここで、先に掲げた仮説との関係で検証すべきことは、制度導入前夜において $\beta > 1$ 、かつ、 $\gamma < 1$ だったか否か、つまり、経営者は、制度導入がもたらすブランド・イメージ向上度を、真の値以上に見積もっていて（つまり、overesti-

mateで）、かつ、制度導入コストを真の値以下に見積もっていたか否か（つまり、underestimateだったか）ということである。この点については、すでに観察2および3で検証済みである。つまり、観察3から $\beta > 1$ が、観察2から $\gamma < 1$ が、それぞれ示される。

以上から、先に掲げた仮説を充たす状況が観察できる。すなわち、企業経営者に関して、内部統制監査制度に対する過度な期待感、具体的には、①効果の過剰評価と②コストの過小評価が存在したと言える。よって、制度導入前夜において、先に掲げた仮説は、企業経営者サイドにおいても支持されると捉えることが出来るだろう。

#### 4 第3のアクター：一般投資家について

最後に、制度導入前夜における一般投資家の心理を考えてみよう。一般投資家は、カネボウ事件等に代表される企業不正事件や、それを防止し得なかった監査人に失望しており、何よりも安心して投資出来る仕組みが欲しいと考えていたものと解することが出来る。つまり、投資家にとって、内部統制監査制度へ「同調」ないし「協力」することのベネフィットは、1つには「内部統制監査制度導入により期待される投資リスクの減少度」であったと考えることが出来る。

以上の議論を定式化しておくと、以下のようになる。まず、投資家にとって、自らが内部統制監査制度に「同調」し、かつ、他のプレイヤーも「同調」する場合の（投資家の主観的な）期待効用  $xEU_I(A, A)$  は、以下のように記述できる。

$$xEU_I(A, A) = ER_I \quad (8式)$$

但し、 $ER_I$ ：内部統制監査導入により予想される投資家の事前的・主観的な投資リスクの期待減少度

これまで同様、ここで決定的に重要なことは、

(8式)の $ER_I$ は、真の値ではなく、あくまで、投資家が事前に予想する主観的な投資リスクの期待減少度であるということである。つまり、実際の投資リスクの減少度を $R$ とすると、 $ER_I$ と $R$ は、期待係数(投資家の内部統制監査制度への「期待」度合い) $\theta$ ( $\theta$ は任意の実数)を介して、以下のように表現できる。

$$ER_I = \theta R \quad (9式)$$

これまで同様、ここで先に掲げた仮説との関係で検証すべきことは、制度導入前夜において $\theta > 1$ だったか否か、つまり、投資家は、制度導入がもたらす投資リスク減少度を、真の値以上に見積もっていたか(つまり、overestimateだったか)否かということである。

この点を考えるに当たっては、そもそも、制度導入前の投資家は一体どのような心理状態で、この制度導入を見届けていたのだろうか、という点をより深く考える必要がある。

これについて考えられるのは、他のアクター同様、制度に対して過大な「期待」を寄せていた可能性である。但し、ここで投資家が過大な期待を寄せているのは、何か熱狂的に、妄信的に内部統制監査制度を捉えていたからではない。そうではなく、観察3でみた企業経営者における内部統制監査制度への「誤解」と同じような状況が、投資家でも発生していた可能性がある。すなわち、投資家は、度重なる企業不正に対して、何か特効薬的なものを求めている。そこでタイミングよく登場したのがJ-SOX法であった。ここで投資家は、企業経営者と同様、内部統制監査制度を、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス、企業倫理、ないしCSRなどといったものと主に関連する仕組みであると誤解し、制度を過大評価していた可能性がある。また、本来であれば、企業不正の多くは経営者関与のものであり、他方、内部統制では、(その構成要素として統制環境を有しているものの)多くの場合経営者不正には無力となる可

能性が高い<sup>21)</sup>ため、その効果には疑問符がつくかもしれないが、この点を少なからず多くの投資家は理解していなかった可能性がある。

この点について、例えば、鳥羽[2007]は、「有価証券報告書における『主要株主の所有に関する事項』の虚偽記載事件(西武鉄道・小田急電鉄)は財務諸表ではなく、財務諸表以外の財務情報にかかる問題であった」(337頁)としたうえで、次のように述べている。「2005年当時、わが国の会計社会は、名門企業カネボウの粉飾決算と関連財務諸表に対する大手監査法人の虚偽証明、という問題を抱えていた。しかしこれは厳密に言えば、連結子会社の業績不振がカネボウ本体に及ぶことを嫌った、カネボウ経営陣の『連結はずし』による粉飾決算であり、またこれを認めた担当監査人の独立性の欠如の問題であり、企業の内部統制そのものの問題ではなかった——もっとも統制環境に関する部分は関係していたが——。したがって、『財務報告に係る内部統制』についての内部統制報告書の作成と、それに対する公認会計士監査をワンセットとした制度を、急激に立ち上げなければならないほどの環境は、当時は存在していなかったのである。……(中略)……エンロン事件に端を発した米国企業改革法という外圧や、西武鉄道事件などが巧みに引き合いに出され、また企業不祥事が頻発したゆえに、強引に進められる新制度導入に誰も異論が挟めなかった、というのが実際であろう」(337-338頁;但し、傍点は田口)。これは投資家だけのものではないが、しかし勿論、投資家にも当てはまるものと思われる。

以上のように考えれば、投資家は内部統制監査制度が取り扱う内部統制の中身について誤解をしており、その結果、 $\theta > 1$ となっていた可能性が考えられる<sup>22), 23)</sup>。

21) この点については、脚注19を参照。

#### 【観察4】投資家の内部統制監査制度への誤解

投資家は、①経営者と同様、内部統制監査制度を、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス、企業倫理、ないしCSRなどといったものと主に関連する仕組みであると誤解し、また、②経営者不正に対しても強力な特効薬となりうるものと誤解していた可能性が高く、結果として、内部統制監査制度の効果を過大に評価していた( $\theta > 1$ )可能性がある。

観察4より、投資家は、 $\theta > 1$ として制度の効果を捉えていたと考えられる。よって、制度導入前夜において、先に掲げた仮説は、投資家サイドにおいても支持されると捉えることが出来るだろう。

#### 5 小括

以上のように、内部統制監査制度を巡る議論の中で鍵となるアクターとして、公認会計士協会（公認会計士、監査法人）、企業経営者、投資家を取り上げ、仮説を具体的に検証した。その結果、制度導入前夜の我が国においては、これらのアクターの間で（もとのモデルで言うところの）内部統制監査制度への主観的な「期待感」のパラメータ  $x$  が、 $x > 1$  となっているような（少なくとも  $x < 1$  ではない）状況が確認された。そして各アクターのこのような過度の「期待感」が、内部統制監査制度導入へと、社会を大きく動かした（ゲームで言えば、ベイジアン・ナッシュ均衡を、「内部統制監査制度導入」へより近づけていった）ものと考えられる。このことから、第1節で述べたとおり、一般承認性を「プレイヤーの共有予想として制度が選択されること」（ゲームの均衡）と解するならば、以下

のような暫定的な結論を導出できる。

#### 【結論】

我が国の内部統制監査制度は、制度導入前夜においては、各プレイヤーの共有予想という意味での「一般承認性」はあった。

上記の結論は、しかし同時に、内部統制監査制度が本当に有用であったということとは同義ではない。この点は、先に述べたとおりである。

#### V 仮説の検証(2)：導入後

次に、内部統制監査制度が実際に導入・施行された後の、各アクターの心理の推移を考えてみよう。ここでは、まだ実証的なデータがまだ十分に揃っていないため、本稿ではその概要を捉えるだけに留めておく。

ここでのポイントは、制度導入後、徐々に内部統制監査制度の真の効果が明らかになっていく中で、仮定3で提示した各プレイヤーによる制度Aへの「期待感」のパラメータ  $x$ （また個別的には、第IV節で示した各パラメータ  $\alpha$ ,  $\beta$ ,  $\gamma$ ,  $\theta$  等）が一体どのように推移しているか、ということである。

導入後の実態について、たとえば、八田[2009]は、「個々の企業での取り組みにおいて、対応のレベルあるいは取り組みの度合い等に大きな差異を生じさせたのではないかとの見方もありうる」とし、原則主義的なルール設定が、細則主義的な我が国の土壌になじまないところがあったことを指摘している<sup>24)</sup>。このように考えると、企業サイドの制度への期待感を減少させないための、何らかの方策が必要となるかもしれないし、もしそのような対策が今後なされなければ、 $x < 1$  となる状況が発生してしまうかも

22) これはまさに内部統制監査制度にかかる期待ギャップの問題と捉えることが出来る。

23) なお、投資家心理についての別の解釈については、田口[2010]を参照。

24) この点については、企業会計審議会内部統制部会[2010]もあわせて参照のこと。

れない。

また、実証結果も徐々に揃い始めてきている。たとえば、中島〔2010〕は、SEC 基準適用日本企業についての実証を行っており、SEC 基準適用日本企業について会計発生高の質は、SOX 法適用前後であまり変化しなかったという知見を示している。また、矢澤〔2010〕は、我が国では、制度バイアスと心理バイアスにより、内部統制報告書がラバースタンプとなり、ディスクロージャーシステムとしては機能不全に陥っている可能性が高いということを実証的に示している。これらは、内部統制監査制度が投資家保護の仕組みとして上手く機能していない、または、投資家サイドの制度への期待感が下落している（もしくは、実は極めて冷静に制度を観察している）ことを示唆しているのかもしれない。

また、日本公認会計士協会〔2009〕は、現場の監査責任者（公認会計士）を対象としたアンケート調査を行っており、①監査人からすると、内部統制監査制度は全体的にメリットがあったと回答した比率が84.5%であること、②しかしながら、今後、コスト面の配慮が必要であると回答した比率が50.9%であることが示されている。①からすると、監査人だけは、 $x > 1$  という状況が続いているのかもしれないが、これが当事者間の「温度差」に繋がり、そのことで監査人和其他のアクターとの間のコミュニケーションが上手くとれずに、制度そのものの有効性が失われることがないような方策が必要となる。

また、町田〔2010〕は、そもそもの制度趣旨や、業務の効率化の観点から、将来的には、内部統制監査制度を通常の財務報告および監査制度に統合・吸収することも検討する必要があることを示唆している。今後、導入前夜と同じような一般承認性が維持されている（されていく）か否かについては、検討の余地があるかもしれない。

## VI 結 び

本稿は、内部統制監査制度の一般承認性について、比較制度分析などで用いられる分析的物語アプローチにより、各アクターの人間心理に迫った上で検討を行った。

そして、本稿では、一般承認性という言葉で「プレイヤーの共有予想として制度が選択されること」と解したが、そのうえで、「我が国の内部統制監査制度は、導入前夜においては、各プレイヤーの共有予想という意味での「一般承認性」はあった」という結論に至った。

また今後の課題としては、①特に第V節と関連して、内部統制監査制度施行後の実証結果を積み上げていくこと、②そのうえで、各アクターの人間心理がどのように推移していくのか、その動態に係る分析を深めていくこと、③そのような分析を、たとえば実験研究にも応用していき（実験比較制度分析<sup>25)</sup>）、その分析結果を制度設計へもフィードバックさせていくこと、などが挙げられる。

内部統制監査制度の今後の行方について、鳥羽〔2007〕は以下のように述べている。

「改革に黒船をいまだに必要とせざるを得ないわが国の風土が恨めしいが、それにしても、内部統制報告実務という新しい制度を離陸させるための滑走路の敷設工事があまりにも急激で短期間であり、しかも両パイロットに用意された滑走路があまりにも短い。粉飾決算が発覚した場合、今後どのような展開となり、公認会計士がどのような責任を追うこととなるのか、監査報告書の文言とも関連し、極めて複雑な経過をたどるような気がしてならない」（401頁）。

鳥羽〔2007〕が予想する内部統制監査制度の

25) 社会科学における実験研究については、河野・西條編〔2007〕および西條編〔2007〕を、また実験比較制度分析については、川越〔2010〕や田口〔2011〕等を参照。

今後の経過を、我々は、アカデミズムの立場から、冷静に受け止め、また、客観的に分析していく必要があるだろう。

また、現行の制度も、実は大きく変わりつつある。すなわち、平成23年3月に、企業会計審議会は、意見書（企業会計基準審議会〔2011〕）を公表し、内部統制監査制度の簡素化へと動き出した。本稿の考察における懸念が、早くも現実のものとなりつつあるのかもしれない。

## 謝辞

本稿は、田口〔2010〕に大幅に加筆・修正したものである。本稿作成にあたっては、藤井秀樹先生（京都大学）、椎葉淳先生（大阪大学）、坂上学先生（法政大学）をはじめ多くの先生方から有益なコメントを賜った。

## 参考文献

- Aoki, M. [2001], *Towards a Comparative Institutional Analysis*, MIT Press. 瀧澤弘和・谷口和弘訳『比較制度分析に向けて』NTT出版。
- Bates, R., A. Greif, M. Levi, J.-L. Rousenthal, and B. R. Weingast. [1998], *Analytic Narratives*, Princeton University Press.
- , ——, ——, ——, and —— [2000], “The Analytic Narrative Project,” *American Political Science Review*, Vol. 94, No. 3, pp. 696–702.
- Beneish, M. D., M. B. Billings, and L. D. Hodder. [2008], “Internal Control weaknesses and information uncertainty,” *The Accounting Review*, Vol. 83, No. 3, pp. 665–703.
- Benston, G., M. Bromwich, E. Litan, and A. Wagenhofer [2003], *Following the Money: The Enron Failure and the State of Corporate Disclosure*, The Brookings Institution, 田代樹彦・石井康彦・中山重穂訳〔2005〕『会計制度改革への挑戦——フォローイング・ザ・マネー——』税務経理協会。
- Bikhchandani, S., D. Hirshleifer, and Welch, I. [1992], “A Theory of Fads, Fashion, Custom and Cultural change as Information Cascades,” *Journal of Political Economy*, Vol. 100, pp. 992–1026.
- Brewster, M. [2003], *Unaccountable: How the Accounting Profession Forfeited a Public Trust*, John Wiley & Sons, 友岡賛監訳〔2004〕『会計破綻——会計プロフェッションの背信——』税務経理協会。
- Chamley, C. P. [2004], *Rational Herds: Economic Models of Social Learning*, Cambridge University Press.
- Doyle, J., W. Ge, and S. McVay. [2007], “Accruals Quality and Internal Control over Financial Reporting,” *The Accounting Review*, Vol. 82, No. 5, pp. 1141–1170.
- Gibbons, R. [1992], *Game Theory for Applied Economics*, Princeton University Press, 福岡正夫・須田伸一訳〔1995〕『経済学のためのゲーム理論入門』創文社。
- Grief, A. [2006], *Institutions and the Path to the Modern Economy: Lessons from Medieval Trade*, Cambridge University Press, 岡崎哲二・神取道宏監訳〔2009〕『比較歴史制度分析』NTT出版。
- Hart, O. [2009], “Regulation and Sarbanes-Oxley,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 47 No. 2, pp. 437–445.
- Ogneva, M., K. R. Subramanyam. And K. Raghunandan. [2007], “Internal Control Weakness and Cost of Equity: Evidence from SOX Section 404 Disclosures,” *The Accounting Review*, Vol. 82, No. 5, pp. 1255–1297.
- Schneider, A., A. A. Gramling, D. R. Hermanson, and Z. Ye. [2009], “A review of academic literature on internal control reporting under SOX,” *Journal of Accounting Literature*, Vol. 28, pp. 1–46.
- 青木昌彦〔1995〕『経済システムの進化と多元性——比較制度分析序説——』東洋経済新報社。
- 青木昌彦・奥野正寛編〔1996〕『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会。
- 石黒馨〔2007〕『入門・国際政治経済の分析——ゲーム理論で解くグローバル世界——』勁草書房。
- 〔2010〕『インセンティブな国際政治学——戦争は合理的に選択される——』日本評論社。
- 伊豫田隆俊〔2007〕「内部統制の制度化をめぐる諸問題——理論的・実務的・制度論的視点から検討すべき論点——」『会計』第171巻第1号, 1–13頁。
- 蟹江章・盛田良久〔2009〕「内部統制報告制度の実態と課題」『企業会計』第61巻第10号, 75–88頁。
- 川越敏司〔2010〕『行動ゲーム理論入門』NTT出版。

- 企業会計審議会 [2007] 『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）』。
- [2011] 『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定に関する意見書』
- 企業会計審議会内部統制部会 [2010] 『内部統制報告制度に関する要望・意見』第 17 回部会配布資料 ([http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyousiryou/naibu/20100521/03.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryou/naibu/20100521/03.pdf))。
- 黒川行治編 [2009] 『会計社会の変容と市場の論理に関する総合的研究』基盤研究 [B] [一般] 会計社会の変容と市場の論理に関する総合的研究報告書, 中央経済社。
- 河野勝・西條辰義編 [2007] 『社会科学の実験アプローチ』勁草書房。
- 西條辰義編 [2007] 『実験経済学への招待』NTT 出版。
- 瀧田輝己 [1992] 『監査機能論』千倉書房。
- 田口聡志 [2010] 「内部統制監査制度の比較制度分析へ向けて——内部統制監査制度生成を巡る人間心理とその動態——」日本会計研究学会スタディ・グループ編『会計制度の成立根拠と GAAP の現代的意義』。
- [2011] 「制度と実験：会計基準のグローバル・コンバージェンス問題を題材として」『社会科学』第 41 巻第 3 号。
- 鳥羽至英 [2007] 『内部統制の理論と制度——執行・監督・監査の視点から——』国元書房。
- 戸矢哲朗（青木昌彦監訳・戸矢理衣奈訳）[2003] 『金融ビッグバンの政治経済学——金融と公共政策策定における制度変化——』東洋経済新報社。
- 内藤文雄 [2008] 「内部統制報告制度のもとの監査の特徴と新たな展開方向」『会計』第 173 巻第 5 号, 35-54 頁。
- 中島真澄 [2010] 「会計発生高の質の決定要因分析」『會計』第 177 巻第 6 号, 44-59 頁。
- 日本公認会計士協会 [2004] 『会長声明 開示情報の信頼性の確保について』。
- [2005] 『会長声明 公認会計士監査の信頼性の回復に向けて』。
- [2006] 『会長声明 公認会計士監査の信頼性の回復に向けて——協会の自主規制機能の一層の強化——』。
- [2009] 『内部統制監査に関する実態調査』。
- 八田進二 [2007a] 「内部統制報告制度の課題と展望——内部統制のモニタリング機能の担い手の視点から——」『会計』第 171 巻第 1 号, 42-55 頁。
- [2007b] 「わが国の内部統制報告制度の概要と実務上の課題」『会計プロフェッション』第 3 号, 97-111 頁。
- [2009] 「内部統制対応の教訓を国際会計基準対応に活かすための視点」『税経通信』第 64 巻第 15 号, 24-31 頁。
- ・町田祥弘 [2007] 『内部統制基準を考える』同文館出版。
- 藤井秀樹 [2007] 『制度変化の会計学』中央経済社。
- 細江守紀・村田省三・西原宏 [2006] 『ゲームと情報の経済学』勁草書房。
- 松本敏史 [2008] 「財務会計と管理会計の新たな融合——J-SOX 法, 減損会計, 包括利益概念の特徴を考える——」『會計』第 173 巻第 5 号。
- 町田祥弘 [2010] 「内部統制報告制度の適用初年度の実態と関係者の反応」『会計プロフェッション』第 5 号, 121-145 頁。
- 矢澤憲一 [2010] 「内部統制の実証分析——決定因子, 利益の質, 証券市場の評価——」『インベスター・リレーションズ』第 4 号, 3-28 頁。